○関東地方整備局告示第三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十四日　関東地方整備局長　泊　宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市大月町真木字向田三二九番四から同市大月町真木字向田三三八番二まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十四日

○関東地方整備局告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十四日　関東地方整備局長　泊　宏

	占用を制限する区域	図面縦覧場所	
一	道路の種類及び路線名 一般国道二十号	大月市大月町真木字向田三二九番四から同市大月町真木字向田三三八番二まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成三十年二月十五日

○中部地方整備局告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十二条の規定により本局長において実施中の改築工事は次のとおり完了するので、道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）第二条第二項の規定により告示する。

平成三十年二月十四日　中部地方整備局長　塚原　浩一

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
百五十三号	駒ヶ根市赤穂地内（ただし、関係する図面に表示する部分のみ。）	改築	平成三十年二月十四日

○中国地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年二月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十四日　中国地方整備局長　川﨑　茂信

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十三号	岡山県久米郡久米南町下二ケ字寺尾前一四四一番から同町下二ケ字とへうでん一三六三番まで	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　平成三十年二月十四日

国会事項

衆議院

要求書受領

二月九日、内閣から、検査官に森田祐司を任命したいので、会計検査院法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、総合科学技術・イノベーション会議議員に小林喜光、松尾清一、梶原ゆみ子及び橋本和仁を任命したいので、内閣府設置法第三十条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公正取引委員会委員長に杉本和行を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、国家公安委員会委員に小田尚を任命したいので、警察法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、電波監理審議会委員に吉田進及び長田三紀を任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に槍田松瑩、葛西雅子、佐藤友美子、村田晃嗣及び森下俊三を任命したいので、放送法第三十一条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員に岳野尚代及び加藤朋寛を任命したいので、更生保護法第六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、労働保険審査会委員に井上繁規及び東郷眞子を任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央社会保険医療協議会公益委員に田辺国昭及び岡村由美を任命したいので、社会保険医療協議会法第三条第六項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、社会保険審査会委員に後藤昭夫及び中森正二を任命したいので、社会保険審査官及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、調達価格等算定委員会委員に松村敏弘、山内弘隆、髙村ゆかり、大石美奈子及び山地憲治を任命したいので、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六十九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、運輸審議会委員に山田攝子を任命したいので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

議案提出

二月九日内閣から提出した議案は次のとおりである。

株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律案

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案

生産性向上特別措置法案

産業競争力強化法等の一部を改正する法律案

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

質問書提出

二月九日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

裁量労働制で働く労働者の方が労働時間が短いデータがあるという答弁に関する質問主意書（初鹿明博提出）

美容業における業務委託契約に関する質問主意書（初鹿明博提出）